

報道発表資料

平成31年3月7日 独立行政法人国民生活センター

好きになったら騙される!?デート商法を恋愛ゲームで体験! - キミならどうやって切り抜ける? -

民法改正による成年年齢の引き下げを受けて、若者への消費者教育、啓発は喫緊の課題となっています。そこで、特に10代から20代の若い世代をターゲットとする「デート商法」を題材に、恋愛シミュレーションゲーム風の動画を公開します。国民生活センターとして初めての試みです。動画は、国民生活センターホームページおよび公式Twitter (@kokusen_ncac) でご覧いただけます。

1.「デート商法」とは

デート商法とは、恋愛感情を利用し、それにつけ込んで、アクセサリー等の高額な商品を買わせる悪質商法です。特に、10代から20代の若者が、多く被害にあっています。

2. デート商法にみる問題点

(1) SNS やマッチングアプリ等をきっかけに知り合う

SNS やマッチングアプリをきっかけに知り合い、インターネット上でメッセージのやり取りをした後、「会いたい」等と言われるケースが増加しています。動画では男性がターゲットとなっていますが、女性が被害にあうこともあります。



(2) 巧みな話術で消費者に好意を持たせる

相手は、消費者に恋愛感情を抱かせるような巧みな話術で、 消費者の気を引きます。これは、商品を勧誘した際に「相手 のために買ってあげたい」「断ったら相手に嫌われてしまうか もしれない」といった心理がはたらくことを利用し、勧誘を 断りにくくするための手口です。



(3) デートの途中で初めて相手が販売員であることがわかる

SNS やマッチングアプリでメッセージのやり取りをしている間は、商品の販売については触れられないことがほとんどです。消費者はデートのつもりでいたにも関わらず、突然店



に連れて行かれるなど、実際に会って初めて商品の勧誘であることを知ることになります。

(4) 高額な商品を勧められ、「お金がない」と断ると、強引に借金をさせられる

アクセサリーの場合、数十万円程度の金額を請求されます。 消費者が「お金がない」と言って断ると、「消費者金融で借り ればよい」等と言われ、強引に借金をさせられ、買わされる ことがあります。



(5) 販売員の上司が現れ、契約するまで長時間にわたって勧誘される

商品の購入をきっぱりと断っても、今度は販売員の上司と称する人が現れ、契約するまでしつこく、長時間にわたって勧誘されることがあります。消費者は次第に思考能力が低下していき、あきらめの気持ちも相まって契約させられてしまいます。



3. 消費者へのアドバイス

- (1) 販売員の好意は、商品を売るための手口であることを覚えておきましょう!
- (2) あやしいと思ったら、すぐに契約したり、お金を借りたりしないようにしましょう!
- (3) デート商法の被害に気付いたら、すぐに消費生活センターに相談しましょう!

4. コピーライト

写真・イラスト・音楽提供:ピクスタ

◆動画のストーリー

20歳の男子大学生の主人公「太郎くん」は、SNSで知り合ったばかりの女の子「ミチルちゃん」と会う約束をします。デートを通じて仲良くなったところで、2人はミチルちゃんの職場に一緒に行くことになります。そこで初めて、ミチルちゃんはアクセサリーのデザインの仕事をしていることが明かされます。ミチルちゃんは、自分がデザインしたという40万円のネックレスを、太郎くんに購入してほしいと勧誘します。

太郎くんは、「ミチルちゃんのためなら買う」「お金がないので断る」「いらない、ときっぱり断る」の3つの選択肢を選ぶことができます。3つの選択肢の結末は、それぞれ別の動画で見ることができます。